

京丹波町立（仮称）たんばこども園
新園舎新築工事
施工候補者選考委員会
評価結果報告書

令和２年５月１６日

京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事施工候補者選考委員会

区 分	氏 名	所属・役職
委員長	藤井 義久	京都大学大学院 農学研究科 森林科学専攻 教授
委 員	田淵 敦士	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授
委 員	南 宗和	株式会社里仁舎 代表取締役 京都大学農学部森林科学科 非常勤講師 京都大学生存圏研究所 生活圏構造機能分野 研究員
委 員	中尾 達也	京丹波町 参事（総務・福祉担当）
委 員	山森 英二	京丹波町 参事（事業担当）

目 次

1	はじめに.....	1
2	選考委員会の位置付け.....	1
3	選考委員会の審議・審査等の経過.....	1
4	落札者決定基準.....	1
5	評価結果.....	2
6	講評.....	3

1 はじめに

京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事（以下「本工事」という。）は、「京丹波町こども・子育て支援事業計画」及び「京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画」に基づき、就学前教育・保育の充実を目的として、施設の老朽化が課題である須知幼稚園と上豊田保育所、下山分園の統合園舎整備を行い、保護者や園児、関係者のニーズに応じた、園児の健やかな育ちと成長が促せる、京丹波町の特色を活かした「幼保連携型認定こども園」を整備するものである。

京丹波町は、本工事が中大規模の木造建築を行うものであり、適切で確実な施工技術力を有しているかを確認する観点から、価格評価と提案評価による総合評価方式一般競争入札により落札者を決定することとした。

技術提案評価にあたっては、学識経験者等で構成する京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎新築工事施工候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が技術提案書の審査を行った。

2 選考委員会の位置付け

選考委員会は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価方式一般競争入札における落札者決定基準を定め、入札者の技術提案等に対し審査を行った。

3 選考委員会の審議・審査等の経過

選考委員会	開催日	審議・審査等の内容
第 1 回	令和 2 年 3 月 1 3 日	(1) 委員長、委員長代理の選出 (2) 落札者の選定方法について (3) 審査方法について
第 2 回	令和 2 年 5 月 1 6 日	(1) 技術提案書審査 (2) 評価結果報告書のまとめ

4 落札者決定基準

(1) 評価方法

価格評価に技術提案評価を加えた総合評価点を算出し、これが最大となった提案者を落札者に決定する。ただし、総合評価点が同点の時は、「技術提案評価」点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点 100 点＝ 「価格評価」 80 点＋「技術提案評価」 20 点

(2) 評価項目

ア 価格評価

入札書に記載された入札価格に基づき次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、評価点の上限を 80 点とする。

$$\text{「価格評価」点} = 80 - 80 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.89 \right)$$

イ 技術提案評価

技術提案の評価は選考委員会が行う。以下に示す審査事項ごとに審査して、得点（加点）を付与するものとし、合計 20 点満点とする。

審査事項		評価項目		配点
(1)	工程管理及び品質管理能力等	①	工程管理	12
		②	耐久性及び施工における品質管理	
		③	その他	
(2)	安全管理、居ながらの施工等	①	安全管理、居ながらの施工	6
		②	その他	
(3)	企業及び技術者の実績			
	企業の実績	ア)	同種・類似工事の施工実績	1
	技術者の実績及び監理能力	イ)	同種・類似工事の施工実績	1

5 評価結果

5 社から技術提案書が提出され、提案書審査結果の概要は別紙のとおりである。

6 講評

本工事は、中大規模木造建築工事として、工程管理、品質管理能力及び安全管理能力と工事費とのバランスに優れた施工者を選定するため、技術提案評価点と価格評価点の総合評価方式一般競争入札により落札者を決定することとされています。

選考委員会では、落札者決定基準を策定し、5社から提出された技術提案書について、評価しました。

5社からはそれぞれ魅力ある提案がなされ、共通する内容として、工期短縮を行う具体策に関する方策、支給する木材に関する品質管理方法や耐久性向上についての提案、居ながらの施工に係る防音、防塵、また在園児に対する安全配慮や安全確保に関する優良な提案がありました。

その一方で、耐久性確保や維持管理などについて、木造建築に特有の課題に関する具体的な有効な提案は見受けられませんでした。これを踏まえて、今後の開札で落札された工事施工者におかれましては、提案内容の確実な履行は基より、更なる技術力の提供、そして、より一層の地域貢献に取り組んでいただくことを期待します。

また、落札に至らなかった提案者におかれましても、公共建築における木質・木造建築の普及への取組みについて、今後も継続されることを期待します。

技術提案審査結果の概要

令和2年5月16日

審査事項		評価項目		配点	評価点					評価された項目
					A社	B社	C社	D社	E社	
(1)	工程管理及び品質管理能力等	①	工程管理	12	7.8	8.0	10.0	5.1	5.0	・各社とも工期短縮を行う具体策に関する提案があった。 ・A社は建物全体を6工区にエリア分けによる施工や、東側法面に建方用レッカーの走路・荷取りスペースを設ける提案が評価された。 ・B社はネットワーク式の全体マスター工程作成や工区分けによる建方を行うなど工期内施工を確実にものとする提案や解体部分の振動低減、防音対策、粉塵対策に関する提案が評価された。 ・C社は須知幼稚園継続運営への配慮のため、工期短縮の具体策や工程管理計画、マイルストーンの設定とクリティカルパスの管理により1か月の工期短縮する提案が評価された。 ・D社はマイルストーンの設定による工程管理に関する提案が評価された。 ・E社は解体工事施工時に無騒音工法を採用する提案が評価された。
		②	耐久性及び施工における品質管理							・各社とも支給する木材に関する品質管理方法や耐久性向上について提案があった。 ・A社は木材の雨・吸水対策やキズ・汚れ対策、支給材・プレカット材の受入検査に合格基準品の作成や、緊結部及び仕口部のモックアップ作成、管理組織体制を組織し、工事着手前の品質管理から竣工後のメンテナンス体制を整える品質管理に関する内容、開口部の雨養生に関する提案が評価された。 ・B社はカウンターや保育室腰壁のささくれ防止の対応、品質精度向上のためにBIMで詳細を検討し、モックアップを作成、木材保管庫を設置するなどの提案が評価された。 ・C社は保育室や廊下の腰壁や下見張りのささくれ防止の対応、2倍の耐久性・対候性を備えた木材保護塗料の塗布、防蟻防湿シートの設置、工事組織サポート体制、施工品質管理計画に基づく施工やトリプルチェック体制での現場品質管理体制の提案が評価された。 ・D社は外壁の長期的な耐久性の確保に関する提案が評価された。 ・E社はシロアリの侵入経路への対応措置により建物の耐久性を確保、外壁の木材に対して、塗料の塗布量増加による耐久性性能向上に関する提案が評価された。
		③	その他							・A社は水回り対策に関する提案が評価された。 ・B社は抗菌性、防カビ性、防汚性能向上のため、保育室腰壁へのガラス溶液塗布、予定数以上の点検口の設置、定期点検の実施や納まりや仕上がりなどの情報共有のためのBIMの作成に関する提案が評価された。 ・C社は、引越し後のトラブル対応や、現場見学会等の開催、工事工程の周知のための看板設置や美化活動に関する提案が評価された。 ・D社は騒音対策や粉塵対策や美観に関する提案が評価された。
(2)	安全管理、居ながらの施工等	①	安全管理、居ながらの施工	6	4.3	4.0	5.0	3.9	2.7	・各社とも居ながらの施工に係る騒音、防塵に関する提案や、また在園児に対する安全配慮や安全確保に関する提案が評価された。 ・A社は揚重機の可動範囲に対する安全管理体制や、仮囲い、騒音や振動、交通安全に関する提案が評価された。 ・B社は事故防止対策、仮歩道の設置や屋外仮設通路への屋根設置による安全確保、仮園庭の使用期間延長に関する提案が評価された。 ・C社は施工会社・協力会社等が一体となった安全衛生協議会の組織設置、安全パトロール・災害防止協議会の開催、ICTによる労務安全システムの活用、工事車両の入退場時間の制限、登園時に警備員の2名配置など仮設計画・安全計画に関するきめ細かな提案が評価された。 ・D社は工事車両の入退場時間の制限、ゲート位置の配慮等による安全確保、夜間照明等の設置、預かり保育等の送迎ルートの設置に関する提案が評価された。 ・E社は工事車両の入退場時間の制限、須知公園及び須知幼稚園利用者に関する交通事故防止、幼稚園への工事情報共有に関する提案が評価された。
		②	その他							・A社は工事車両や工事始業時間に関する制限に関する提案が評価された。 ・B社は工事情報の掲示、工事現場の美化、ミスト噴出機設置による熱中症対策、園児による仮囲いの使用に関する提案が評価された。 ・C社は建設重機の見学や園児による仮囲いの使用、既存の桜の木の活用に関する提案が評価された。 ・D社は事前の交通量調査に基づく車両運行計画による工事車両の入退場時間の制限に関する提案が評価された。 ・E社は建設重機の見学や園児による仮囲いの使用に関する提案が評価された。
(3)	企業及び技術者の実績	ア)	企業の実績	1	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	・B社、D社は同種の施工実績があり、1点の評価となった。 ・A社、C社、E社は類似の施工実績があり、0.5点の評価となった。
		イ)	技術者の実績及び監理能力	1	0.0	1.0	0.5	0.5	0.5	・A社は加点対象となる施工実績がなかった。 ・B社は技術者に同種の施工実績があり、1点の評価となった。 ・C社、D社、E社は技術者に類似の施工実績があり、0.5点の評価となった。
合計				20	12.6	14.0	16.0	10.5	8.7	